

4 - 3 振 動

4.3 振動

4.3.1 調査

1 調査項目及び調査地点

調査項目及び調査方法は表4-3-1に示すとおりである。調査地点図は図4-2-1(1)、(2)(P4-2-2, P4-2-3参照)に示すとおりである。

表 4-3-1 調査地点の選定理由等

調査項目	地点数	地点	選定理由
総合振動	2	J 高速道路南側 M 県営高ヶ原団地	建設工事機械及び本計画施設稼働時の振動発生源等による影響を予測するため対象事業実施区域敷地境界及び半径200m以内の住居地点等を対象として振動を調査する。
建設作業振動及び工場振動	2	B 対象事業実施区域（北東） C 対象事業実施区域（南西）	
道路交通振動	4	D セブンイレブン屋代団地店前 F 市道 3112 号線道路脇 G 市道 3075 号線道路脇 H' 堤防道路（桜堤）	工事用車両及び廃棄物搬出入車両等の走行による振動の影響を予測するため、本計画施設へのアクセス道路沿道にて道路交通振動を調査する。

2 調査結果

1) 総合振動、建設作業振動、工場振動

調査結果は表4-3-2に示すとおりである。

平日は昼間で29～38dB、夜間で25未満～34dB、休日は昼間で26～34dB、夜間で25未満～29dBとなった。平日と休日を比較すると年間を通して休日の振動がやや小さい傾向にあった。

表 4-3-2 総合振動、建設作業振動、工場振動調査結果（80%レンジ上端値）

単位：dB

調査地点	調査時期	平日		休日	
		昼間 7時～19時	夜間 19時～7時	昼間 7時～19時	夜間 19時～7時
B	秋季	35 (37)	28 (28)	33 (34)	28 (29)
	冬季	31 (35)	25 未満 (27)	32 (33)	25 未満 (27)
	春季	37 (38)	28 (29)	34 (35)	27 (27)
	夏季	38 (38)	28 (29)	34 (34)	27 (27)
C	秋季	34 (37)	31 (33)	31 (34)	28 (30)
	冬季	36 (37)	31 (32)	31 (34)	29 (32)
	春季	36 (37)	32 (33)	31 (35)	27 (32)
	夏季	38 (40)	32 (34)	32 (35)	29 (33)
J	秋季	34 (36)	34 (35)	29 (31)	28 (29)
	冬季	34 (36)	34 (34)	29 (31)	28 (30)
	春季	33 (34)	33 (33)	29 (30)	28 (29)
	夏季	34 (35)	33 (34)	29 (31)	28 (29)
M	秋季	30 (32)	29 (30)	28 (29)	28 (29)
	冬季	29 (31)	27 (28)	26 (28)	26 (28)
	春季	31 (32)	29 (30)	28 (29)	29 (30)
	夏季	31 (32)	30 (31)	30 (31)	29 (30)

備考) 1. ()内は鉄道等の除外前の値

2. 測定範囲下限値である25dB未満は、25dBとして80%レンジ上端値を算出した。
なお、80%レンジ上端値が各時間帯とも25dB未満の場合は25dB未満と示す。

2) 道路交通振動

調査結果は表4-3-3に示すとおりである。

平日の昼間で40～49dB、夜間で29～48dB、休日の昼間では37～42dB、夜間では27～42dBとなった。

平日と休日を比較すると年間を通して休日の振動が小さい傾向にあった。

表 4-3-3 道路交通振動調査結果 (80%レンジ上端値)

単位：dB

調査地点	調査時期	平日		休日		要請限度		
		昼間 7時～19時	夜間 19時～7時	昼間 7時～19時	夜間 19時～7時	昼間	夜間	地域区分 (用途地域)
D	秋季	47	46	42	40	65 以下	60 以下	第1種区域 (準工業地域)
	冬季	45	46	41	41			
	春季	46	48	42	41			
	夏季	47	47	42	42			
F	秋季	46	38	37	35	—	—	無指定 (用途地域外)
	冬季	49	41	40	38			
	春季	48	39	41	37			
	夏季	46	37	41	37			
G	秋季	48	47	42	38	65 以下	60 以下	第1種区域 (準工業地域)
	冬季	44	41	39	37			
	春季	45	44	40	37			
	夏季	45	44	39	37			
H'	秋季	40	29	37	28	—	—	無指定 (用途地域外)
	冬季	41	29	40	27			
	春季	42	29	39	28			
	夏季	42	29	37	28			

備考) 1. 用途地域外とは、用途地域等の定めのない地域を示す。

2. 測定範囲下限値である25dB未満は、25dBとして80%レンジ上端値を算出した。

3) 地盤卓越振動数

調査結果は表4-3-4に示すとおりである。

平均で13.3～19.7Hzであり、軟弱地盤の判定基準（地盤卓越振動数15Hz未満）から判断すると、H'地点は軟弱地盤と考えられる。

表 4-3-4 地盤卓越振動数調査結果

単位：Hz

調査地点	調査時期	平日	休日	平均
D	春季	19.2	19.2	19.2
F	春季	18.4	21.0	19.7
G	春季	16.2	20.2	18.2
H'	春季	13.2	13.3	13.3

4.3.2 予測及び評価の結果

1 工事中の工事関係車両の影響

1) 予測結果

工事関係車両の走行による振動の予測結果は表4-3-5に示すとおりである。

また、予測結果の増加量は現況値と比べ0～1 dBでありわずかであることから、予測地点から周辺住居地域までは距離減衰によって影響は及ぼさないと予測した。

表 4-3-5 工事関係車両の走行による振動レベル予測結果

単位：dB

予測地点		現況値	工事中
D	セブンイレブン 屋代団地店前	西側	47
		東側	47
F	市道 3112 号線道路脇	南側	50
		北側	50

2) 予測結果の信頼性

予測結果の信頼性に関わる予測条件の設定内容及び予測結果との関係について表4-3-6に整理した。

予測にあたっては、現時点で確定していない工事関係車両台数については環境影響が最大となる場合の条件を採用している。このため、予測結果は環境影響の程度を評価するにあたって十分な信頼性を有しているものとする。

表 4-3-6 予測の信頼性に関わる条件設定内容と予測結果との関係

項目	設定内容	予測結果との関係
振動予測計算式	予測式は道路振動の予測に一般的に用いられている式である	予測対象とする道路断面は単純な平面道路であり、予測手法の適用は適切であるとする。
工事関係車両台数	工事関係車両台数は、工事の最盛期となる工事開始後 19 か月目の台数が走行する条件とした	最盛期の工事関係車両台数を予測条件としていることから、予測結果については影響が最大となる場合の条件を考慮しているとする。

3) 環境保全措置の内容と経緯

工事関係車両の走行による振動の影響を緩和するためには、発生源対策(交通量の分散、作業時間への配慮)などが考えられる。本事業の実施においてはできる限り環境への影響を緩和させるものとし、表4-3-7に示す環境保全措置を講じる。

このうち「住宅地を避けたルートの設定」については、予測の条件として採用している。さらに、予測の段階で定量的な結果として反映できないものであるが、「搬入時間の分散」、「交通規制の遵守」という対策を実施する。

表 4-3-7 環境保全措置(工事関係車両の走行)

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類
住宅地を避けたルートの設定	工事関係車両走行ルートの設定にあたっては、住宅地への影響を及ぼさないように住宅地を避けたルートを設定する	回避
搬入時間の分散	工事関係車両が集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努める	低減
交通規制の遵守	工事関係車両は、速度や積載量等の交通規制を遵守する	低減

【環境保全措置の種類】

回避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

最小化：実施規模または程度を制限すること等により、影響を最小化する。

修正：影響を受けた環境を修復、回復または復元すること等により、影響を修正する。

低減：継続的な保護または維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、または提供すること等により、影響を代償する。

4) 評価方法

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、振動の影響ができる限り緩和されているかどうかを検討した。

また、予測結果が、表4-3-8に示す環境保全に関する目標と整合が図れているかどうかを検討した。環境保全に関する目標は、道路交通振動の要請限度のうち第1種区域における要請限度(昼間65dB以下)とした。

表 4-3-8 環境保全に関する目標(工事関係車両の走行)

環境保全に関する目標	備考
振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度(第1種区域)	65dB以下 昼間 (午前7時～午後7時)

5) 評価結果

(1) 環境への影響の緩和に係る評価

事業の実施にあたっては、「3) 環境保全措置の内容と経緯」に示したように、予測の前提条件となる「住宅地を避けたルート設定」を行う。これにより工事関係車両の走行に伴う振動の住宅地への影響は回避できる。

さらに、事業者としてできる限り環境への影響を緩和するため、「搬入時間の分散」、「交通規制の遵守」といった環境保全措置を実施する考えである。

「搬入時間の分散」は、工事関係車両の走行に伴う振動の短期的な影響を抑制するものである。また、「交通規制の遵守」は予測条件で示した走行速度を担保するものであるとともに、工事関係車両から発生する振動レベルを抑制するものである。これらの対策の実施により、工事関係車両の走行に伴う振動の影響は低減されるものとする。

以上のことから、工事関係車両の走行による振動の影響は、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。

(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価

工事関係車両の走行による振動レベルの予測結果は、表4-3-9に示すとおりである。振動レベルの増加は0～1 dBであり、予測値は環境保全に関する目標を満足している。このことから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。

表 4-3-9 環境保全に関する目標との整合性に係る評価結果(工事関係車両の走行)

単位：dB

予測地点		現況値	予測値	環境保全に関する目標
D	セブンイレブン屋代団地店前	西側	47	65 以下
		東側	47	
F	市道 3112 号線道路脇	南側	49	
		北側	50	

2 工事中の建設作業による影響

1) 予測結果

予測地点における建設作業振動の予測結果は表4-3-10及び図4-3-1に示すとおりとなった。

表 4-3-10 建設機械の稼働による振動予測結果(土木工事)

単位：dB

予測地点	時間帯	暗振動レベル	寄与値 (建設作業振動)	予測値
B	対象事業実施区域（北東）	昼間	38	60
C	対象事業実施区域（南西）	昼間	38	57
J	高速道路南側	昼間	34	34
M	県営高ヶ原団地	昼間	31	49

2) 予測結果の信頼性

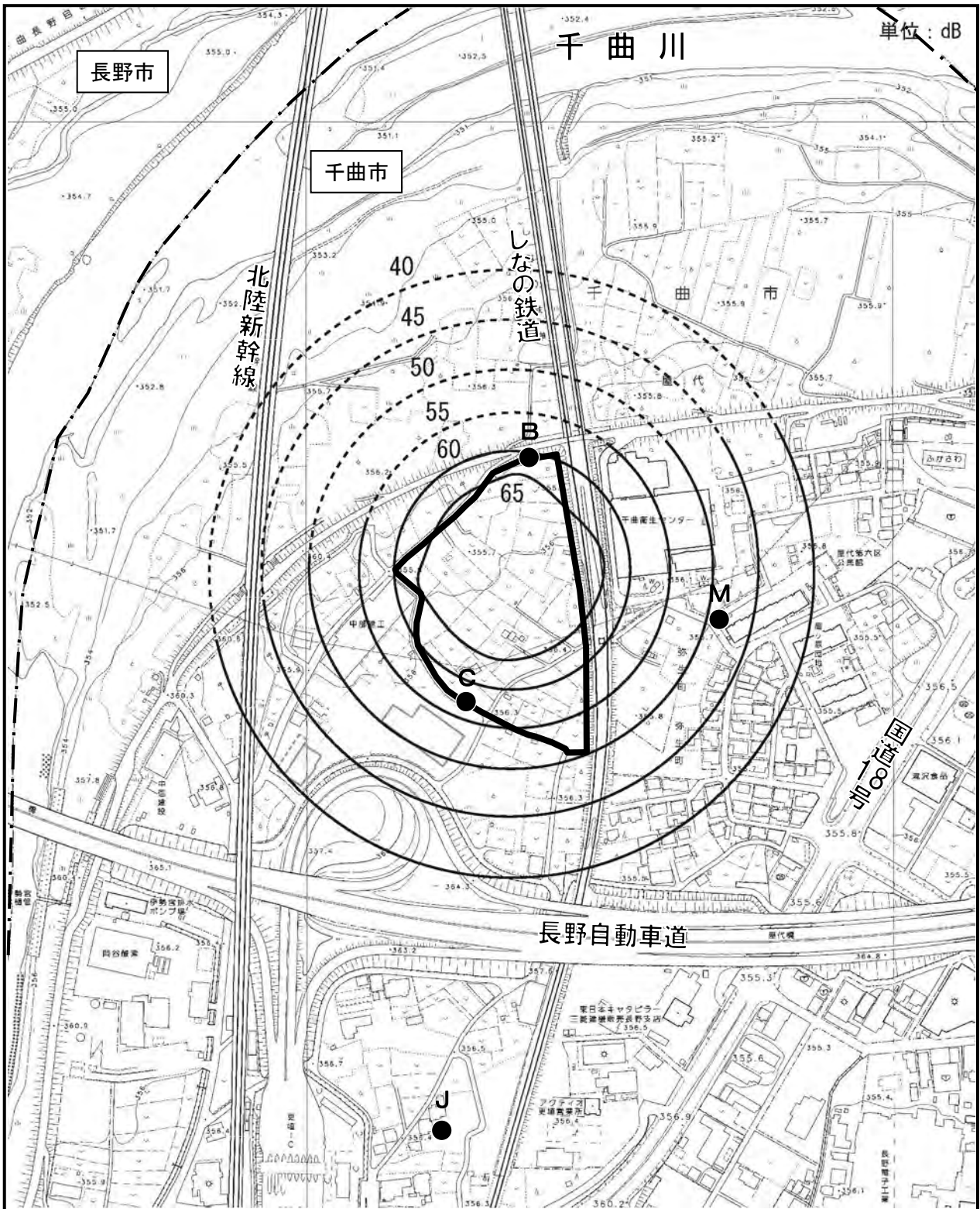
予測結果の信頼性に関わる予測条件の設定内容及び予測結果との関係について表4-3-11に整理した。

予測にあたっては、現時点で確定していない建設機械の稼働台数については環境影響が最大となる場合の条件を採用している。

このため、予測結果は環境影響の程度を評価するにあたって十分な信頼性を有しているものとする。

表 4-3-11 予測の信頼性に関わる条件設定内容と予測結果との関係

項目	設定内容	予測結果との関係
予測計算式	予測式は建設作業振動の予測に一般的に用いられている式であり、土木工事においても適用できるものである。	対象地域の地形は平坦であり、また対象とする作業機械も一般的なものであり予測式の適用は妥当であるとする。
暗振動レベル	暗振動レベルは現地調査結果を用いた。	対象事業実施区域周辺における暗振動を予測結果に含んでおり、予測結果は妥当であるとする。
建設機械台数	建設工事において最盛期となる建設機械台数を採用した。	最盛期の建設機械台数が稼働する条件とし、かつ工事区域境界に近い位置に配置していることから、予測結果については影響が最大となる場合の条件を考慮しているとする。



単位：dB

凡例

- 対象事業実施区域
- 予測地点
- 市境

この地図は、2,500分の1「千曲市都市計画基本図No.1、No.8」（平成18年 千曲市）に加筆したものである。

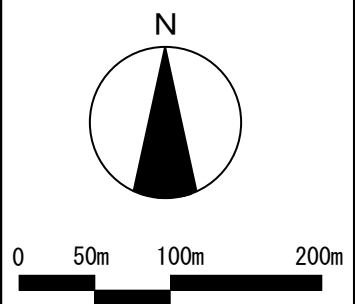


図 4-3-1 建設機械の稼働による寄与レベル予測結果(土木工事)

3) 環境保全措置の内容と経緯

建設機械の稼働による振動の影響を緩和するためには、大別すると、①発生源対策(低振動機械の使用)、②伝搬経路対策(防振溝の設置)、③工事作業対策(作業方法、作業時間への配慮、工法の選定)の実施などが考えられる。本事業の実施においてはできる限り環境への影響を緩和させるものとし、表4-3-12に示す環境保全措置を講じる。

このうち、「低振動型機械の使用」については、予測の条件として採用している。

さらに、事業者としてできる限り環境への影響を緩和するため、「建設機械稼働時間の遵守」、といった環境保全措置を実施する考えである。

表 4-3-12 環境保全措置(建設機械の稼働)

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類
低振動型機械の使用	建設機械は、低振動型の建設機械の使用に努める	最小化
建設機械の稼働時間の遵守	早朝、深夜及び休日は、振動を発生させる作業は原則実施しない	低 減

【環境保全措置の種類】

回 避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

最小化：実施規模または程度を制限すること等により、影響を最小化する。

修 正：影響を受けた環境を修復、回復または復元すること等により、影響を修正する。

低 減：継続的な保護または維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代 償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、または提供すること等により、影響を代償する。

4) 評価方法

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、振動の影響ができる限り緩和されているかどうかを検討した。

また、予測結果が、表4-3-13に示す環境保全に関する目標と整合が図れているかどうかを検討した。

表 4-3-13 環境保全に関する目標 (建設機械の稼働)

環境保全に関する目標	備 考
振動規制法に定められる特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準	75dB 以下 対象事業実施区域の敷地境界における基準値
人が振動を感じ始めるとされる感覚閾値	55dB 以下 —

5) 評価結果

(1) 環境への影響の緩和に係る評価

事業の実施にあたっては、「3) 環境保全措置の内容と経緯」に示したように、予測の前提条件となる「低振動型機械の使用」を実施する。

さらに、事業者としてできる限り環境への影響を緩和するため、「建設機械の稼働時間の遵守」を実施する考えである。

「低振動型機械の使用」は振動の発生を抑制するものであることから、環境への影響は最小化される。また、「建設機械の稼働時間の遵守」は、静穏が求められる早朝、深夜及び休日に振動を発生させないことによって、環境への影響を低減するものである。

以上のことから、建設機械の稼働による振動の影響は、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。

(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価

予測地点の予測結果は、表4-3-14に示すとおり、環境保全に関する目標を満足している。このことから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。

ただし、工事工程及び使用する建設機械種別・台数については現時点では未確定であり、工事時に稼働する建設機械が予測条件と異なる場合が考えられる。そのため、工事の実施に際しては、事後調査を行い、工事が環境に影響を及ぼしていることが確認された場合には、適切な対策を実施することとする。

表 4-3-14 環境保全に関する目標との整合性に係る評価結果(建設機械の稼働)

単位：dB

予測地点		対象	暗振動 レベル	寄与値 (建設作業振動)	予測値	環境保全に 関する 目標値
B	対象事業実施区域(北東)	特定作業(L ₁₀)	38	60	60	75以下
C	対象事業実施区域(南西)		38	57	57	
J	高速道路南側	感覚閾値	34	16	34	55以下
M	県営高ヶ原団地		31	49	49	

3 存在・供用時の廃棄物搬出入車両等による影響

1) 予測結果

廃棄物搬出入車両等の走行による振動の予測結果は表4-3-15に示すとおりとなった。

また、振動の予測結果は人が振動を感じ始めるとされている感覚閾値の55 dB以下であることから、予測地点から周辺住居地域までは距離減衰によって影響は及ぼさないと予測した。

表 4-3-15 廃棄物搬出入車両等の発生による振動レベルの予測結果

単位：dB

予測地点			現況値	供用時
D	セブンイレブン 屋代団地店前	西側	47	47
		東側	47	47
F	市道 3112 号線道路脇	南側	49	50
		北側	49	50
G	市道 3075 号線道路脇	西側	48	55
		東側	48	55
H'	堤防道路（桜堤）	西側	42	44
		東側	42	44

2) 予測結果の信頼性

予測結果の信頼性に関わる予測条件の設定内容及び予測結果との関係について表4-3-16に整理した。

予測にあたっては、廃棄物搬出入車両等の台数については、環境影響が最大となる場合の条件を採用している。このため、予測結果は環境影響の程度を評価するにあたって十分な信頼性を有しているものとする。

表 4-3-16 予測の信頼性に関わる条件設定内容と予測結果との関係

項目	設定内容	予測結果との関係
予測計算式	予測式は道路交通振動の予測に一般的に用いられている式である	予測対象とする道路断面は単純な平面道路または盛土道路であり、予測手法の適用は適切であると考えられる。
廃棄物搬出入車両等の台数	廃棄物搬入車両台数は、計画上、最も処理量が多くなる平成30年度において、各地域から搬入される台数を設定した。 また、廃棄物搬出車両の台数については、最大と想定される台数が1年間(365日)走行するものとした。	最も処理量が多くなる年度を想定し、走行台数についても最大となる条件としていることから、予測結果については影響が最大となる条件を考慮していると考えられる。

3) 環境保全措置の内容と経緯

廃棄物搬出入車両等の走行による振動の影響を緩和するためには、大別すると①発生源対策(過積載の防止、交通量の分散、作業時間への配慮)が考えられる。本事業の実施においては、できる限り環境への影響を緩和させるものとし、表4-3-17に示す環境保全措置を講じる。

供用時における廃棄物搬出入車両等は、住宅地を避けたルート設定とする。この「住宅地を避けたルートの設定」は、予測の条件として採用している。

さらに、予測の段階で定量的な結果として反映できないものであるが、「交通規制の遵守の要請」という対策を実施する。

表 4-3-17 環境保全措置(廃棄物搬出入車両等の走行)

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類
住宅地を避けたルートの設定	新たに収集地域として加わる地域からの廃棄物搬出入車両等の走行ルートの設定にあたっては、住宅地への影響を及ぼさないように、対象事業実施区域周辺の住宅地を避けたルートを設定する	回避
交通規制の遵守の要請	廃棄物搬入は、速度や積載量等の交通規制を遵守する	低減

【環境保全措置の種類】

回避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

最小化：実施規模または程度を制限すること等により、影響を最小化する。

修正：影響を受けた環境を修復、回復または復元すること等により、影響を修正する。

低減：継続的な保護または維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、または提供すること等により、影響を代償する。

4) 評価方法

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、振動の影響ができる限り緩和されているかどうかを検討した。

また、予測結果が、表4-3-18に示す環境保全に関する目標と整合が図れているかどうかを検討した。

表 4-3-18 環境保全に関する目標(廃棄物搬出入車両等の走行)

環境保全に関する目標		備考
振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度	65dB 以下	昼間 (午前7時～午後7時)

5) 評価結果

(1) 環境への影響の緩和に係る評価

事業の実施にあたっては、「3) 環境保全措置の内容と経緯」に示したように、環境保全措置を実施する考えであり、予測の前提条件として新たに収集地域として加わる地域からの廃棄物搬出入車両等の走行について「住宅地を避けた搬入ルートの設定」を行う。これにより、事業の実施に伴い増加する廃棄物搬出入車両等の走行に伴う振動の対象事業実施区域周辺住宅地への影響は回避できる。

さらに、事業者としてできる限り環境への影響を緩和するため、「交通規制の遵守の要請」といった環境保全措置を実施する考えである。

「交通規制の遵守の要請」は、予測条件で示した走行速度を担保するものであるとともに、廃棄物搬出入車両等の走行に伴う振動を抑制するものであることから、環境への影響は低減されると考える。

以上のことから、廃棄物搬出入車両等の走行による振動の影響は、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。

(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価

廃棄物搬出入車両等の走行による振動レベルの予測結果は、表4-3-19に示すとおりである。振動レベルの増加は0～7 dBであり、予測値は環境保全に関する目標を満足している。

以上のことから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。

表 4-3-19 環境保全に関する目標との整合性に係る評価結果(廃棄物搬出入車両等の走行)

単位：dB

予測地点		現況値	供用時	環境保全に関する目標
D	セブンイレブン屋代団地店前	西側	47	65 以下
		東側	47	
F	市道 3112 号線道路脇	南側	49	
		北側	49	
G	市道 3075 号線道路脇	西側	48	
		東側	48	
H'	堤防道路(桜堤)	西側	42	
		東側	42	

4 存在・供用時の焼却施設の稼働による影響

1) 予測結果

敷地境界地点における施設の稼働による振動の予測結果は表4-3-20及び図4-3-2に示すとおり予測した。

表 4-3-20 施設の稼働による振動予測結果

単位：dB

予測地点（現況調査地点）		時間帯	暗振動レベル	寄与値 （距離減衰後 施設稼働振動）	予測値
B	対象事業実施区域（北東）	昼間	38	55	55
		夜間	28		55
C	対象事業実施区域（南西）	昼間	38	51	51
		夜間	32		51
J	高速道路南側	昼間	34	14	34
		夜間	34		34
M	県営高ヶ原団地	昼間	31	41	41
		夜間	30		41

2) 予測結果の信頼性

予測結果の信頼性に関わる予測条件の設定内容及び予測結果との関係について表4-3-21に整理した。予測にあたっては、施設・設備等について現時点で確定していないものであるが、想定する設備・機械の中で影響が最大と思われる条件を採用している。このため、予測結果は環境影響の程度を評価するにあたって十分な信頼性を有しているものとする。

表 4-3-21 予測の信頼性に関わる条件設定内容と予測結果との関係

項目	設定内容	予測結果との関係
予測計算式	予測式は施設振動の予測に一般的に用いられている式である。	対象地域の地形は平坦であり、また対象とする設備・機器は一般的なものであり予測式の適用は妥当であるとする。
暗振動レベル	暗振動レベルは現地調査結果を用いた。	対象事業実施区域周辺における暗振動を予測結果に含んでおり、予測結果は妥当であるとする。
振動伝搬経路	設備・機械から発生する振動が直接地盤に伝わる条件とした。	振動レベルを減衰させる防振ゴム、施設建物等の伝搬経路を考慮していないことから、影響が大きくなる条件となっていると考えられる。

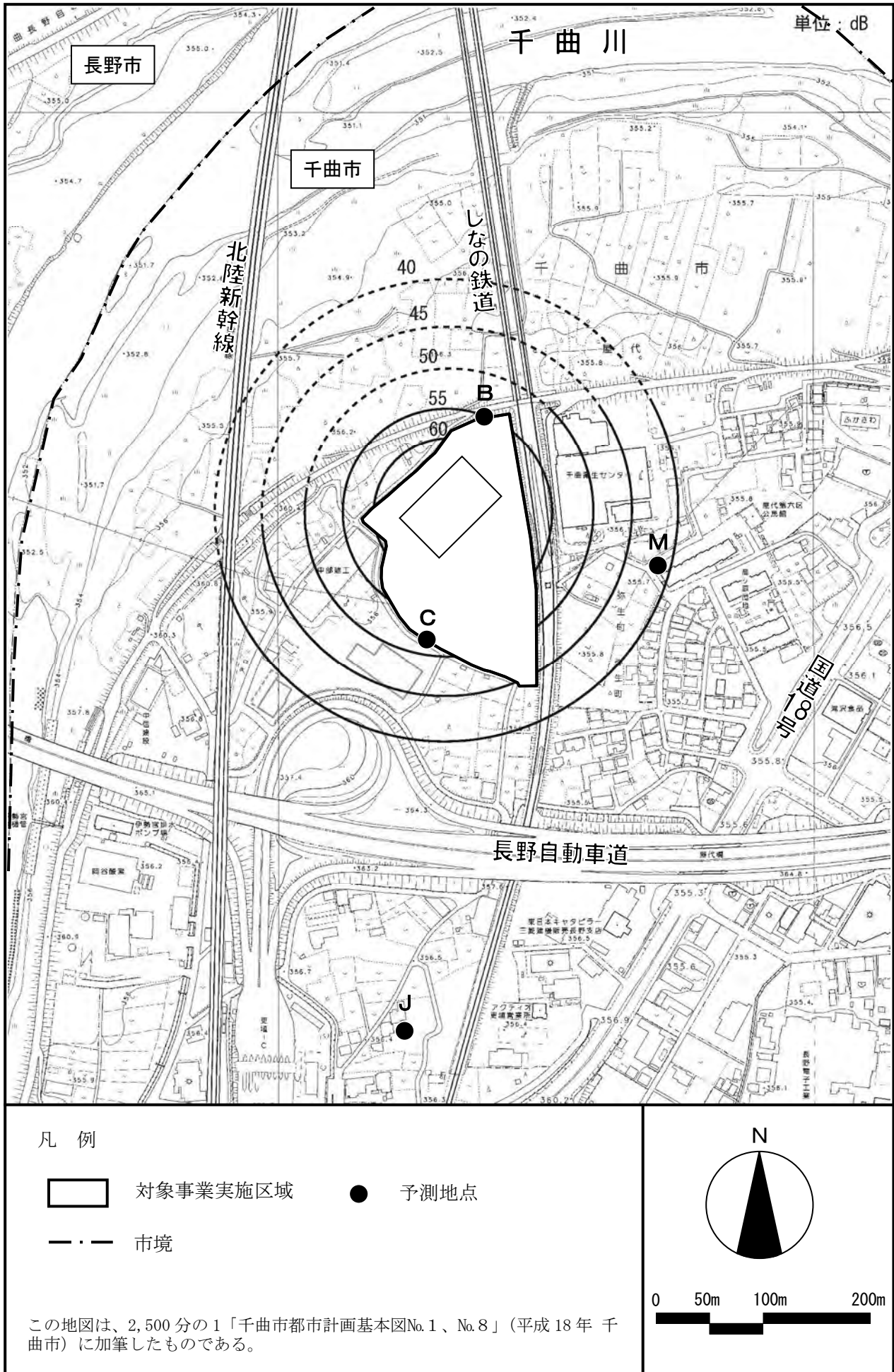


図 4-3-2 施設の稼働による寄与レベル予測結果

3) 環境保全措置の内容と経緯

施設稼働による振動の影響を緩和するためには、大別すると、①発生源対策(低振動機械の使用等)、②伝搬経路対策(防振溝の設置等)などが考えられる。本事業の実施においては表4-3-22に示す環境保全措置を実施することとしている。

表 4-3-22 環境保全措置(施設の稼働)

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類
振動レベルの低減 (計画値の設定)	法規制値より厳しい計画値の設定	最小化
振動発生機器の適切な防振措置	振動発生機器に対しては、防振ゴム設置等の振動防止対策を実施する	最小化
機器類の定期的な管理	定期的に機械及び施設装置の点検を行い、異常の確認された機器類はすみやかに修理、交換し、機器の異常による大きな振動の発生を未然に防ぐ	低減

【環境保全措置の種類】

回避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

最小化：実施規模または程度を制限すること等により、影響を最小化する。

修正：影響を受けた環境を修復、回復または復元すること等により、影響を修正する。

低減：継続的な保護または維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、または提供すること等により、影響を代償する。

4) 評価方法

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、振動の影響ができる限り緩和されているかどうかを検討した。

また、予測結果が、表4-3-23に示す環境保全に関する目標と整合が図れているかどうかを検討した。

環境保全に関する目標値として、敷地境界地点に対しては、振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準の第1種区域に相当する基準値を、近接民家については人が振動を感じ始めるとされる感覚閾値(55dB以下)を目標値とした。

表 4-3-23 環境保全に関する目標(施設の稼働)

環境保全に関する目標			備考
振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準(第1種区域)	昼間	65dB以下	事業者として自主的に定めた環境管理上の目標値
	夜間	60dB以下	
人が振動を感じ始めるとされる感覚閾値	昼間	55dB以下	—
	夜間		

5) 評価結果

(1) 環境への影響の緩和に係る評価

事業の実施にあたっては、「3) 環境保全措置の内容と経緯」に示した環境保全措置を実施する。

予測の前提条件として「振動レベルの低減(計画値の設定)」及び「振動発生機器の適切な防振措置」を行うことで、環境への影響を最小化できる。

さらに、事業者としてできる限り環境への影響を緩和するため、「機器類の定期的な管理」を行う。この環境保全措置は、振動の発生を抑制するものであることから、振動の影響は低減される。

以上のことから、施設稼働に伴う振動の影響は、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。

(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価

予測地点における予測結果は、表4-3-24に示すとおり、環境保全に関する目標を満足している。

このことから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。

ただし、施設の詳細な設備・機器については現時点では未確定であり、存在・供用時に稼働する設備・機器の種別、配置等が予測条件と異なる場合が考えられる。そのため、施設の稼働に際しては、事後調査を行う。施設の稼働に伴う振動が周辺環境に影響を及ぼしていることが確認された場合には、適切な対策を実施することとする。

表 4-3-24 環境保全に関する目標との整合性に係る評価結果(施設の稼働)

単位：dB

予測地点	対象	時間帯	暗振動レベル	寄与値 (距離減衰後施設稼働振動)	予測値	環境保全に関する目標
B 対象事業実施区域 (北東)	振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準(第1種区域)	昼間	38	55	55	65 以下
		夜間	28		55	60 以下
C 対象事業実施区域 (南西)	振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準(第1種区域)	昼間	38	51	51	65 以下
		夜間	32		51	60 以下
J 高速道路南側	人が振動を感じ始めるとされる感覚閾値	昼間	34	14	34	55 以下
		夜間	34		34	
M 県営高ヶ原団地	人が振動を感じ始めるとされる感覚閾値	昼間	31	41	41	55 以下
		夜間	30		41	